

東京大学先端科学技術研究センター 特任教授 湯浅 誠

1、【総論】 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1-1 こどもの居場所づくりが求められる背景とは？

1-1-1 こどもの居場所づくりの現状と課題

1-1-2 なぜこどもの居場所づくりが必要か？

○人間は社会的な動物であり、承認欲求を持つ。否定的・抑圧的な関係から逃れて自分の居場所を持つこと、肯定的・受容的な関係の中に自分の居場所を持つことは、すべての人にとって生きる上で不可欠の要素であり、憲法で保障される幸福追求権に含まれると解される。当然、こどもが生きていく上でも重要な要素であり、居場所を持つことはこどもの権利と言える。

○たった一つの居場所も持てなければ、人は最悪死に至ることがある。居場所は、生き死にの問題である。

○私たちは孤独・孤立が国民的課題になるような時代をきている。望まない孤独・社会的孤立から脱却し、つながりの中で生きることを多くの人が望むに至っている。その望みはコロナ禍という試練の中でさらに強まった。居場所は、人とつながれる場所であり、人と人のつながりを実感しにくくなった地域と社会において、その課題を解決するソリューションになりえる。

○こどもは、大人以上に人と人のつながりを実感しながら発育していくことが望ましいにもかかわらず、現代の世帯構成や社会状況、そしてコロナ禍はそれを困難にした。こどもが人とのつながりを実感できるような地域・社会における環境整備は、社会全体の責務と言える。

○友人と遊んだ空き地や、店番のおじちゃんおばちゃんが相手してくれた駄菓子屋など、こどもの居場所として創設されたわけではないが、かつてのこどもたちが居場所と感じていた場所（結果としての居場所）は減少している。私たちは今、誰かの居場所となることを目的にして場を創設する（目的としての居場所）時代に突入している。

1-2 こどもの居場所づくりの理念とは？

1-2-1 こどもの居場所づくりを通してつくりたい未来（目指すもの）とは？

○「どこも」と「どこか」（既述←事務局資料にすでに記述ありという意味）

○みんなが真ん中（既述）

これまで、高齢者がまんなかの高齢者の居場所（高齢者サロン）、障害者がまんなかの作業所等は、政策的に推進され、ある程度整えられてきた。こどもまんなかはそれらに比べて社会的な認知も遅れ、整備も不十分であることから、喫緊の課題として取り組む必要がある。その上で、高齢者がまんなかの居場所もこどもの居場所になりえるし、また現になっている場合もあるだろう。そこを居場所と感ずるこどもの実感を第三者が否定することはできない。こどもまんなか社会の推進は急務である。同時に、こどもまんなかに純化した場所だけがこどもの居場所ではない。最終的には、私たちは、こどもも包摂されつつ、すべての人が包摂される「みんなまんなか社会」を目指すべきである。いつか大人になるこどもたちもそれを望んでくれると信じていたい。

○複数性（既述）

1-2-2 こどもの居場所づくりにおける測定可能な指標とは何か？またどのようにモニタリングするか？

○居場所は、学校や保育園等の施設と違い、こども本人が主観的に決定するものであり、本人が「ここは自分の居場所ではない」と言えば、そこは本人にとっては居場所ではない。よって指標は主観的評価を捉えるものである必要がある（例「あなたは、自分の居場所はいくつあると感ずていますか」）。

○「こどもの居場所が自治体内にいくつあるか」という数（箇所数）に関しては、こどもが現実に居場所と感ずている「結果としての居場所」であれば、家の自室からオンラインゲーム空間まで無数になってカウント不能なので、「こどもの居場所となることを目指して創られた場所が、市内にいくつあるか」という形で「目的としての居場所」をカウントするしかない。

ただし、何をもって「こどもの居場所となることを目指して創られたか」を認定するのは困難であり、客観基準で認定しようとするれば、民間主導でつくられてきた居場所の自発性と多様性を失わせるおそれがある。反面、自己申告のみ（手挙げ）で認定とすれば、反社・布教目的・営利目的等が入り込む余地を排除できず、自治体行政は二の足を踏まざるを得ない。そのため、箇所数の可視化に関しては、反社・布教目的・営利目的等ではないことの誓約を条件にした上で、さらに、1) 自治体みずからが（または委託で）収集・登録・可視化を行うことだけでなく、民間事業者への補助事業として位置付けることを可能とすべきである。2) そしてその場合でも、可視化の方法は「オープンデータ」登録を原則とし、データ利用に関する無保証、免責について、デジタル庁等と連携した周知徹底をはかりながら推進すべ

きである（内閣官房 IT 総合戦略室「オープンデータをはじめよう」P55）。
全国の情報を集約することも家庭庁においても、民間事業者への補助事業化が検討されてよい。

○指標は、権利やプライバシー保護に留意しつつ、定性定量両面を果敢に追求すべきである。評価手法も第三者評価に加えて、参加型評価を積極的に取り入れるべきである。

参考までに、むすびえがこども食堂について行なっている評価を列記すると、以下。

- ・〈定量〉全国箇所数調査。こども食堂の最新箇所数を毎年度調査。
- ・〈定量〉別調査で明らかになっている地域の社会関係資本の多寡と、こども食堂の数の多寡や増加率の相関関係を調査。
- ・〈定性〉MSC（most significant change）評価。参加型評価の一手法。参加者であるこども等のエピソードを収集し、そこに含まれるこども食堂の価値について運営者、支援者等で議論する。全都道府県での公開ワークショップを実施中。
- ・〈定量〉こどもの大人（運営者）に対する信頼感の変化を見る定量評価。新規にこども食堂に来たこどもが、半年後に大人への信頼感をどのように変化させたかを定量的に把握する調査。今年度、沖縄県と大阪府堺市のこども食堂をフィールドに実施中。
- ・〈定性・定量〉こども食堂全国実態調査。担い手・開催頻度・規模等の基本情報を得る基礎調査。今年度第2回を実施予定。
- ・〈定量〉こども食堂基礎的財政需要調査。こども食堂の年間所要額を試算する家計調査を実施し、物品寄付等も金銭換算して、全国および都道府県別の所要額を算出し、ファンドレイジングの目標／参考指標として活用する。
- ・〈定性〉運営者、ボランティア、参加者等が集まって、自分たちの地域にとって望ましい居場所の指標を検討する参加型評価。原案として120の居場所指標を作成しており、そこから参加者が取捨選択したり、重みづけをしていくワークショップを、全国数カ所で実施予定。

○指標作成とモニタリングについては、各団体の取組事例収集の上で、評価専門家のアドバイスも入れて、別途検討会を発足させ、多角的・総合的に検討・推進されることが望ましい。

1-3 こどもの居場所、居場所の性質とは？こどもの居場所づくりとは？

〈居場所と居場所づくり〉

○居場所とは、人が安心して、ありのままでいられる場、存在（BE）が肯定されていると感じられる場、そのような関係性を当人が感じられる場のことを言う。この場合、当人がそのように感じられるかどうかが重要であり、第三者にとっては理解できなくても、当人に

って大切に感じられていれば、それがその人にとっての居場所である。したがって、居場所とは個人的で主観的な概念である。

○また、昨日は居場所と感じられていたが、今日は同じ場を居場所と感じられないなど、そこにいる人たちとの関係性等が変わることで物理的には同じ空間であっても居場所になったりならなかったりする。したがって、居場所とは暫時的な概念である。

○個人的で主観的で暫時的な概念なので、一般的に健全ではない、道徳的ではないと評価される可能性のある場も、当人にとっての居場所になることがある。しかし「一般に健全でなく、道徳的でない」ことをもって、そこは居場所ではない、と第三者が決めつけることはできない。第三者、特に行政が居場所と認めた場所しか居場所として認められないような社会は、自由な社会とは言えない。

○よって、第三者から見て望ましくないと評価する場所を当人が居場所としている場合でも、第三者にできるのは、当人が居場所と感じられるような別の場所をつくることであり、望ましくないのであって当人からその居場所を奪取するだけでは、問題への対処として不十分である。その場合でも、法令に違反する場所が認められないことは言うまでもない。

○【居場所づくりの不可能性と可能性】居場所とは個人的で主観的で暫時的なものなので、第三者が当人になり代わって当人の居場所をつくるというのは、論理的に矛盾している。当人の居場所は第三者にはつくれない。よって、「居場所づくり」が、「第三者（たとえば大人）が当人（たとえば子ども）のために居場所をつくること」と定義するなら、居場所づくりは不可能である。同時に、当人が「居たい、行きたい、やってみたい」と感じるような場所をつくるべく努力することなら、第三者にも可能である。したがって「居場所づくり」が「第三者（たとえば大人）が、当人（たとえば子ども）が居場所と感じられるような場になることを願って、新たに場をつくり、運営する取組みのこと」と定義するなら、居場所づくりは可能である。

○【目的としての居場所と結果としての居場所】他方、家庭や学校のように、「当人が居場所と感じられるような場になることを願って、新たに場をつく」ったわけではなくても、結果として当人の居場所になっている場所は無数にある。よって、前者を「目的としての居場所」、後者を「結果としての居場所」と呼んで区別する。

○【狭義の居場所づくりと広義の居場所づくり】学校は教育の場としてつくられたのであって、児童生徒の居場所になることを目指してつくられたわけではない。しかし学校は、児童生徒の居場所になることが望ましい、と児童生徒本人はもちろん、多くの国民も願っている。

る。その場合、学校は、教育を通じて、また教育以外の取組みを通じて、児童生徒の居場所になることを目指すことになる。その場合は、学校という既存の施設が「居場所になる」ことを目指すと言える。このような取組みも、「(広義の)居場所づくり」と言える。つまり「居場所づくり」は「居場所になる」を含む。対して、前述したような、居場所と感じられるようになることを願って、新たに場をつくる営みは「(狭義の)居場所づくり」と言える。

○「広義の居場所づくり」は、「(何かを)することが大前提となっている場所」において「(何かを)しないことを受容する場所・時間・人を確保する」とイメージすることができる。居場所においては、何かをすることはもちろん、何もしないことも含めて許容され、存在そのものを受容されていると当人に感じられることが重要である。居場所は DO (為すこと) よりも BE (在ること) と親和性が高い。しかしたとえば学校現場では「学習をする」ことが求められ、「学習をしない」ことは許されない(または低く評価される)。これは当然で、学習することを求めなくなれば、それはもはや学校ではない。しかし、何もしないことも含めて受容される場所や時間のあることが全体としての学習効果を高めるという考え方もできるし、また従来は学習と考えられなかったようなプロジェクト学習・体験学習を学習とみなすような学習概念の更新や拡張も起こっている。ゆえに前項目で「学校は、教育を通じて、また教育以外の取組みを通じて、児童生徒の居場所になることを目指す」と述べた。学習することが大前提の学校現場において居場所づくりを行うことは、学習の否定では決してない。

○「結果としての居場所」には、ありとあらゆる場所がなっている。「目的としての居場所」もありとあらゆる主体の参入を歓迎すべきである。たとえば企業が社会貢献として、または地域密着型経営のシンボルとしてこどもの居場所づくりを自らが行う場合があるが、それも、当該居場所づくり事業が営利を目的とせず、公共性・公益性が担保されるならば、こどもの居場所づくりとしてその他の事業と区別なく扱うべきである。

1-4 こどもの居場所づくり指針が対象とする範囲とは？

○こどもの居場所となることを目指して創設された「目的としての居場所」はもちろん、居場所となることを目指して創設されたわけではないが、結果としてこどもの居場所になることがあるすべての場所が、指針の対象となるべきである。

○狭義の居場所づくりのみならず、既存施設が居場所になることを目指して行う広義の居場所づくりも、指針の対象となるべきである。

○他方で、指針に強制力はないことを明確にすべきである。たとえば、指針に基づいて保育

士に何らかの義務を課すか否かは、保育園行政の中で、独自に検討・判断されるべきものである。家庭や民間の居場所が、指針の内容をどこまで尊重・遵守するかは、個々の家庭、個々の民間事業者の自主的判断に委ねられるべきものである。

指針は、対象者たるこども一人ひとりにとって、「ただの場所」が「居場所」になるためには、あるいはなろうとするときには、このような方向に進むことが望ましいと考える、という方向性を指し示すものである。

○家庭や民間の居場所も含めたすべての居場所に、何らかの義務を課すのであれば、それはもはや「指針」ではなく、「法」である。法にするのであれば、政府による閣議決定では不足、国会による立法手続きを踏む必要がある。同時に、すでに施行されている各種の法（こどもの権利条約、高齢者虐待防止法、障がい者差別解消法等）は、いかなる居場所であれ、遵守されなければならない。

○【再掲】第三者、特に行政が居場所と認めた場所しか居場所として認められないような社会は、自由な社会とは言えない。

2、【ふやす】多様で多数のこどもの居場所を整備する

こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様な居場所づくりが行われるためには？

2-1 こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するか？
--

○「なっている」には「結果としての居場所」「目的としての居場所」が双方含まれる。しかし「結果としての居場所」は無数にあり、カウント不能、把握不能である。よって把握する対象は「目的としての居場所」に限定すべきである。

○「なりえる」は、既存施設でこどもの居場所になるための取組み（広義の居場所づくり）を行なっている、または行おうとしている、または現時点で行なっていないが、行うことが望ましいと考えられる地域資源を指す。

○よって把握すべきは、「こどもの居場所になることを目指して創設された場（目的としての居場所）」＋「既存施設で、こどもの居場所になることを目指す取組みを行なっている／行うべきところ（広義の居場所づくり）」と言える。具体的には、保育園・幼稚園が、園児

の居場所になる努力を積み重ねることに加え、地域のこどもや子育て世帯全体に開かれる形で場をつくるなどの取組みが考えられる。

○現実問題としては、潜在的にこどもの居場所となりえる地域資源をどこまで網羅的および貪欲に追求するかは、こどものニーズや地域の実情を踏まえて、自治体の判断で行なっていくしかなく、国は地域資源の例示に止めるべきである。しかし例示であれば、その対象は「多様で多数のこどもの居場所」という方向性に沿って、なるべく多く挙げられることが望ましい。学校も例示の中に含めるべきである。

○自治体は例示を踏まえながら、たとえば小学校区ごとに、多様で多数のこどもの居場所が現状どこまで確保されているか、こどもの居場所になりえる潜在力のある地域資源として実際にどのような場所が当該小学校区内にあるか、をアセスメントすべきである。その際、より多くのこどもにより多くの居場所という観点に加えて、それらすべてが居場所にならないこどもにとっての居場所を創設する手立てはないかという観点も持つべきである。

○同時に、現に「こどもの居場所になることを目指す取組みを行なっている」場所を把握するだけでなく、より多くの既存施設が広義の居場所づくりに向かえるような促しも検討すべきである。この場合、たとえば学校の教師や保育園の保育士に居場所づくりを行うための残業や休日出勤を求めるのは必ずしも現実的ではないし、望ましくもない。学校や保育園等の運営主体が広義の居場所づくりを実施する場合の追加費用の捻出方法について検討する必要がある。この際、民間で手弁当で行われている居場所づくり活動とのバランスも十分に配慮すべきである。

○こうしたアセスメントを行って、個々の小学校区を超えた地域全体での居場所の充足を計画的に実施するためには、地域全体を俯瞰する地域コーディネート（コミュニティ・コーディネート）の視点を持つ個人・団体の存在が不可欠である。

○【再掲】「こどもの居場所が自治体内にいくつあるか」という数（箇所数）に関しては、こどもが現実に居場所と感じている「結果としての居場所」であれば、家の自室からオンラインゲーム空間まで無数になってカウント不能なので、「こどもの居場所となることを目指して創られた場所が、市内にいくつあるか」という形で「目的としての居場所」をカウントするしかない。

ただし、何をもって「こどもの居場所となることを目指して創られたか」を認定するのは困難であり、客観基準で認定しようとするれば、民間主導でつくられてきた居場所の自発性と多様性を失わせるおそれがある。反面、自己申告のみ（手挙げ）で認定とすれば、反社・布教目的・営利目的等が入り込む余地を排除できず、自治体行政は二の足を踏まざるを得ない。

そのため、箇所数の可視化に関しては、反社・布教目的・営利目的等ではないことの誓約を条件にした上で、さらに、1) 自治体みずからが（または委託で）収集・登録・可視化を行うことだけでなく、民間事業者への補助事業として位置付けることを可能とすべきである。2) そしてその場合でも、可視化の方法は「オープンデータ」登録を原則とし、データ利用に関する無保証、免責について、デジタル庁等と連携した周知徹底をはかりながら推進すべきである（内閣官房 IT 総合戦略室「オープンデータをはじめよう」P55）。全国の情報を集約することも家庭庁においても、民間事業者への補助事業化が検討されてよい。

2-2 こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するか？

○「居場所に対するニーズ」は「結果としての居場所」も含めるならば、「自分の個室が欲しい」や「友人とつながり続けられるためのオンラインゲーム機器」など、無数のニーズが考えられる。

○よって目的を、こどもの居場所ニーズの包括的把握ではなく、自治体が地域コーディネートを行うに際しての重要参考情報の収集に絞り込み、地域にある「目的としての居場所」や国が例示した地域資源リストなどを示しつつ、「この中で、あなたが居場所と感じられている場所をすべて教えてください」とニーズ把握を試みるべきである。

○【再掲】居場所は、学校や保育園等の施設と違い、こども本人が主観的に決定するものであり、当人が「ここは自分の居場所ではない」と言えば、そこは当人にとっては居場所ではない。よって指標は主観的評価を捉えるものである必要がある（例「あなたは、自分の居場所はいくつあると感じていますか」）。

2-3 ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備すべきか？

2-3-1 こどもの居場所づくりに活かせる既存リソースをどう活用して、こどもの居場所を整備するか？

2-3-2 新たなリソースによるこどもの居場所づくりが促進されるためには？

2-3-3 様々なこどもの居場所づくりが継続して行われるためには？

○【再掲】自治体は例示を踏まえながら、たとえば小学校区ごとに、多様で多数のこどもの居場所が現状どこまで確保されているか、こどもの居場所になりえる潜在力のある地域資源として実際にどのような場所が当該小学校区内にあるか、をアセスメントすべきである。その際、より多くのこどもにより多くの居場所という観点に加えて、それらすべてが居場所にならないこどもにとっての居場所を創設する手立てはないかという観点も持つべきであ

る。

○【再掲】こうしたアセスメントを行って、個々の小学校区を超えた地域全体での居場所の充足を計画的に実施するためには、地域全体を俯瞰する地域コーディネート（コミュニティ・コーディネート）の視点を持つ個人・団体の存在が不可欠である。

○新たなリソースについては、近年、こども食堂が全国で増え続けている現実を踏まえると、地域住民の中にも、相当数の「こどもの居場所づくりを行いたいと思っている人」はいるものと想定される。その人たちが実際にやってみようと思えるような機会の提供と環境整備が重要である。具体的には、すでに実践している人たちを講師に招いての立ち上げ講座の開催や、立ち上げ時に利用できる助成金等の案内、運営者が孤立しないための運営者同士の交流機会の創出や相談窓口の開設等である。

○新たな場の開設や機能、さらに地域全体を俯瞰した配置を検討する際には、ユニバーサルアプローチが持つ交流機能や、ターゲットアプローチが持つ支援機能、また2つのアプローチと2つの機能の関係について留意する必要がある。

○継続した運営のために、社会全体でこどもの居場所づくりを推進していくという認識の下、社会全体で居場所の継続的運営を支えていくべきである。この際、課題を抱えたこどもを支援する機能に対しては、困窮者支援や虐待予防など公助の一翼を担う活動であることや専門的な知見を要する相談支援と居場所が一体的に提供される場合が多いことなどを踏まえ、公的資金を投入すべきである。他方、課題の有無にかかわらず、地域のこども全体、もしくは地域住民全体に開かれた交流機能に対しては、地域コミュニティの維持・発展、こどもの発育を支える地域づくりに向けた住民自治活動として、互助・共助を基本として運営し、行政は互助・共助の輪の中により多くの個人・団体が参加するような後方支援を行うべきである。

○専門家や職業人としてではなく、地域住民が自らの責任において主体的に居場所づくりを行い、運営する際にも、公衆衛生上の整備と並んで、こどもの意見反映・運営参加等は推進されることが望ましく、そのための研修機会の提供などは広く行われることが望ましい。

○上述した立ち上げ講座の開催からアプローチと機能の整理、および研修機会の提供まで含め、その全体をコーディネートし、地域におけるこどもの居場所づくりのプラットフォームを提供する機能が地域コーディネートを行う個人・団体には求められる。そのため、居場所そのものの担い手だけでなく、地域コーディネート人材の育成も計画的に推進される必要がある。

○既存リソースの中には、高齢者の居場所や障害者の居場所等、こどもとは別の属性を持つ方たちの居場所づくりを目的としてつくられてきた場所がある。これらの場所がこどもも受け入れることでこどもの居場所になるといった「越境」も積極的に検討すべきである。なぜならこどもの育ちのためには多様な人たちとの出会いも重要だからであり、また人口減少の中で、属性ごとに分けていたのでは場として成立しにくくなるような地区が全国が増えていくからである。同様に、こどもの居場所に高齢者や障害者を含めた多様な人たちを迎え入れていく、こどもの居場所の側からする「越境」も積極的に検討すべきである。

○この点、「つながり」という観点から、世代に関係なく、居場所の重要性を指摘した「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日）に以下の記述があることに留意する。

① 居場所の確保

日常生活環境において人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保は、人生のライフステージの段階や属性に応じて孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等にとっては、身近な地域における人との「つながり」や自身の役割を持つ場となり、気軽に話や相談をし合ったり早期対応につなげたりする等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものである。このような日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」及び担い手の増大を図る取組、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する。併せて、NPO 等が利用しやすい支援の在り方を検討する。また、孤独・孤立対策においては、こうした各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価するとともに、その効果的な運用を推進するものとし、これらに必要な方策を検討する。

○【再掲】 みんなが真ん中（既述）

これまで、高齢者がまんなかの高齢者の居場所（高齢者サロン）、障害者がまんなかの作業所等は、政策的に推進され、ある程度整えられてきた。こどもまんなかはそれらに比べて社会的な認知も遅れ、整備も不十分であることから、喫緊の課題として取組む必要がある。その上で、高齢者がまんなかの居場所もこどもの居場所になりえるし、また現になっている場合もあるだろう。そこを居場所と感ずるこどもの実感を第三者が否定することはできない。こどもまんなか社会の推進は急務である。同時に、こどもまんなかに純化した場所だけがこどもの居場所ではない。最終的には、私たちは、こどもも包摂されつつ、すべての人が包摂される「みんなまんなか社会」を目指すべきである。いつか大人になるこどもたちもそれを望んでくれると信じたい。

○上記の観点から、文科省は言うまでもなく、孤独・孤立対策、高齢者福祉、地域福祉、地域づくり・まちづくり等の分野を所管する関係省庁の政策連携を強化すべきである。厚労省

の重層的相談体制構築事業における「参加支援」や「地域づくり支援」は居場所づくり全般に関わるがゆえにこどもの居場所づくりとも関連しうるし、総務省の「地域おこし協力隊」の中には、自治体業務として空き家を活用した地域の居場所づくりを行なっている者がいる。関係省庁の政策連携が強化されることによって、こどもが居場所と感じられる場所が地域・社会が増えていく可能性があるのであれば、その可能性を積極的に追求すべきだし、こども家庭庁はそれに向けた総合調整機能を十全に発揮すべきである。

3、【つなぐ】こどもが居場所につながる

こどもが知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？

3-1 こどもが身近な居場所について、知り、見つけやすくするために必要なことは？

○実は歩いていける範囲に自分の居場所になるかもしれない可能性のある場所があるのに、本人がその存在を知らず、どうせ自分の居場所になるような場所などないと絶望しているとしたら、その状態は社会の怠慢が生み出したものであり、社会の責任において解消しなければならない。

○どれだけこどもの居場所になりえる場所が増えたとしても、こどもが現実にはアクセスできなければ、本人にとってそこは居場所にはならない。「居場所づくり」は、単に場の創設にとどまらず、アクセス確保までを含めて初めて成り立つ概念だと考えるべきである。

○ホテル、レストラン等々は、全国のどこで、いつ、いくらで利用できるかが、いつでも瞬時に確認できる仕組みがすでに出来上がって久しい。対して、こどもの居場所を含む地域の居場所は、ほとんどの国民は、どこにあるのかさえ知らない。遅れを取り戻すつもりで取り組む必要がある。

○周知の重要性は多くの指摘がある通りだが、重要なのはMAPの作成やホームページの公開に止まらず、実際にこどもに届く周知ルートを開拓・活用することである。その点で学校・教育委員会・文科省の協力は不可欠である。それらの協力があれば、児童生徒に配布されているタブレットにこどもの居場所情報を掲載すること、多くの保護者が読む学校だよりで居場所情報を掲載すること、等が可能になる。

○他方で、広く知らせることで、当該居場所の持っている強みが失われてしまう居場所もある

ることに留意すべきである。対象者を絞り込んで、同じ境遇の者同士だからこそその安心感を生み出しているようなターゲットアプローチの居場所の中には、クローズドで運営されているところもある。こうした居場所は、不特定多数に対して公開するには適さないもので、同じ境遇にある者に対して、個別に知らせる工夫を検討すべきである。

○【再掲】「こどもの居場所が自治体内にいくつあるか」という数（箇所数）に関しては、こどもが現実に居場所と感じている「結果としての居場所」であれば、家の自室からオンラインゲーム空間まで無数になってカウント不能なので、「こどもの居場所となることを目指して創られた場所が、市内にいくつあるか」という形で「目的としての居場所」をカウントするしかない。

ただし、何をもって「こどもの居場所となることを目指して創られたか」を認定するのは困難であり、客観基準で認定しようとするれば、民間主導でつくられてきた居場所の自発性と多様性を失わせるおそれがある。反面、自己申告のみ（手挙げ）で認定とすれば、反社・布教目的・営利目的等が入り込む余地を排除できず、自治体行政は二の足を踏まざるを得ない。そのため、箇所数の可視化に関しては、反社・布教目的・営利目的等ではないことの誓約を条件にした上で、さらに、1) 自治体みずからが（または委託で）収集・登録・可視化を行うことだけでなく、民間事業者への補助事業として位置付けることを可能とすべきである。2) そしてその場合でも、可視化の方法は「オープンデータ」登録を原則とし、データ利用に関する無保証、免責について、デジタル庁等と連携した周知徹底をはかりながら推進すべきである（内閣官房 IT 総合戦略室「オープンデータをはじめよう」P55）。全国の情報を集約するこども家庭庁においても、民間事業者への補助事業化が検討されてよい。

3-2 こどもの居場所づくりの場につながりにくいこどもが、つながりやすくするためには？

○「つながりにくいこども」は、いくつかに場合わけができる。1) 何らかの課題を抱えていて、その課題を共有できる同じような境遇の者同士の居場所を求めているが、そのような居場所が見つからないという場合。2) 居場所の側からも、その性質上、積極的な情報発信がないという場合。3) 何らかの理由で、一般的なこどもの居場所を居場所と感じられないという場合。4) そもそも家の外に出られないなどアクセスできない場合。

○1) については、課題ごとの対応を地道に積み重ねていく必要がある。課題の特殊性が高まれば当事者と言える者の人数は少なくなるので、こうした居場所の整備に関しては市町村ではなく、都道府県が広域的に考えて主導していくなど、課題ごとの柔軟な対応が必要になる。とりわけ、近年のヤングケアラーのように、課題は社会的に「発見」されていくもの

なので、課題が社会的に認知された際の対応策の基本セットの中に、相談支援等と並んで居場所づくりをあらかじめ組み込んでおくべきである。また、広域になればなるほどアクセス確保は困難になるので、オンライン空間の活用をより積極的に検討していく必要がある。

○2)については、こどもの側から情報をキャッチするのは困難なので、個別マッチングでできる情報を持っている者に依拠する部分が多い。自治体職員や教員に加え、スクールソーシャルワーカー、民生委員など、個人情報を得られる立場にある者が、同時にこどもの居場所に関する知見を蓄えていく必要があるし、自治体はそのための情報提供を積極的に行うべきである。

○【再掲】他方で、広く知らせることで、当該居場所の持っている強みが失われてしまう居場所もあることに留意すべきである。対象者を絞り込んで、同じ境遇の者同士だからこその安心感を生み出しているようなターゲットアプローチの居場所の中には、クローズドで運営されているところもある。こうした居場所は、不特定多数に対して公開するには適さないもので、同じ境遇にある者に対して、個別に知らせる工夫を検討すべきである。

○3)については、個々のこどもの個性が関係するとともに、一般に青年期に入った若者層は、こどもの居場所づくりの場にはつながりにくいと考えられる。そうした場合には、時に大胆に「お行儀のよい」居場所とは異なる居場所づくりを行う冒険心、遊び心があってもよい。成人した若者にお酒を提供する居場所、オンラインゲームに没頭できる居場所、居場所に行きたくない人が集まる居場所、一人で夜釣りをする居場所、等である。こうした居場所に対しては、「不健全」や「不良っぽい」といった理由で眉をしかめる人がいることは承知している。しかし、スケボー、ブレイクダンスなど、かつては同様の理由で眉をしらめられていたようなスポーツが近年オリンピック競技に「昇格」しているような事態を踏まえれば、古くから言われているように若者たちが強い関心を示すテーマは、時代を先取りしていることも少なくない。広範な人々の理解を得る努力が真摯に行われることを前提としつつも、ときに「とんがった」居場所づくりも許容できる社会であることを望む。

○【再掲】個人的で主観的で暫時的な概念なので、一般的に健全ではない、道徳的ではないと評価される可能性のある場も、当人にとっての居場所になることがある。しかし「一般に健全でなく、道徳的でない」ことをもって、そこは居場所ではない、と第三者が決めつけることはできない。第三者、特に行政が居場所と認めた場所しか居場所として認められないような社会は、自由な社会とは言えない。

○4)については家庭訪問などのアウトリーチを積極的に行うべきである。自室から出られないときのその自室を居場所にする、当人がその自室を居場所と感じられるような関

係づくりを行うことも、居場所づくりである。物理的な空間にこだわらず、「どんな子どもにも少なくとも一つの居場所がある」状態の実現を目指して、当人が居場所と感じられる関係性の実現をあきらめずに追求していくことが重要である。

○【再掲】「どこも」と「どこか」（既述←事務局資料にすでに既述ありという意味）

3-3 子どもが、居場所を利用しやすくするためには？

○【再掲】実は歩いていける範囲に自分の居場所になるかもしれない可能性のある場所があるのに、当人がその存在を知らず、どうせ自分の居場所になるような場所などないと絶望しているとしたら、その状態は社会の怠慢が生み出したものであり、社会の責任において解消しなければならない。

○【再掲】どれだけ子どもの居場所になりえる場所が増えたとしても、子どもが現実にはアクセスできなければ、当人にとってそこは居場所にはならない。「居場所づくり」は、単に場の創設にとどまらず、アクセス確保までを含めて初めて成り立つ概念だと考えるべきである。

○【再掲】1)については、課題ごとの対応を地道に積み重ねていく必要がある。課題の特殊性が高まれば当事者と言える者の人数は少なくなるので、こうした居場所の整備に関しては市町村ではなく、都道府県が広域的に考えて主導していくなど、課題ごとの柔軟な対応が必要になる。とりわけ、近年のヤングケアラーのように、課題は社会的に「発見」されていくものなので、課題が社会的に認知された際の対応策の基本セットの中に、相談支援等と並んで居場所づくりをあらかじめ組み込んでおくべきである。また、広域になればなるほどアクセス確保は困難になるので、オンライン空間の活用をより積極的に検討していく必要がある。

○支援や相談ではなく、興味やニーズからはじめる居場所づくりも必要（既述）

たとえば、貧困家庭の子ども向けと言えれば抵抗感が生まれるが、音楽イベントであれば貧困家庭の子どもも抵抗感なく参加できる。あらゆる階層の者が参加する中で、その中から貧困家庭の子どもを見つけ出すことも「専門的な支援につなぐ」といった観点からは重要だが（二次予防）、同時に、音楽を通じたつながりづくりが地域全体の社会関係資本を高め、それによって当該地域に暮らす一個人（たとえば貧困家庭の子ども）の心身の発育にもたらす良い影響に焦点を当てて、誰が貧困家庭の子どもかといったことを一切問わずに居場所づくりを行うことも等しく重要である（ゼロ次予防）。

4、【みがく】 こどもにとってよりよい居場所であり続ける。

こどもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？

4-1 こどもがその場を居場所と感ずるために必要なことは？

○【再掲】居場所とは、人が安心できて、ありのままでいられる場、そのような関係性を当人が感じられる場のことを言う。この場合、当人がそのように感じられるかどうか重要であり、第三者にとっては理解できなくても、当人にとってとても大切に感じられていれば、それがその人にとっての居場所である。したがって、居場所とは個人的で主観的な概念である。

○【再掲】また、昨日は居場所と感ずられていたが、今日は同じ場を居場所と感ずられないなど、そこにいる人たちとの関係性等が変わることで物理的には同じ空間であっても居場所になったりならなかったりする。したがって、居場所とは暫時的な概念である。

○【再掲】個人的で主観的で暫時的な概念なので、一般的に健全ではない、道徳的ではないと評価される可能性のある場も、当人にとっての居場所になることがある。しかし「一般に健全でなく、道徳的でない」ことをもって、そこは居場所ではない、と第三者が決めつけることはできない。第三者、特に行政が居場所と認めた場所しか居場所として認められないような社会は、自由な社会とは言えない。

○【再掲】よって、第三者から見て望ましくないと評価する場所を当人が居場所としている場合でも、第三者にできるのは、当人が居場所と感ずられるような別の場所をつくることであり、望ましくないとって当人からその居場所を奪取するだけでは、問題への対処として不十分である。その場合でも、法令に違反する場所が認められないことは言うまでもない。

○【再掲】「広義の居場所づくり」は、「(何かを) することが大前提となっている場所」において「(何かを) しないことを受容する場所・時間・人を確保する」とイメージすることができる。居場所においては、何かをすることはもちろん、何もしないことも含めて許容され、存在そのものを受容されていると当人に感ずられることが重要である。居場所は DO (為すこと) よりも BE (在ること) と親和性が高い。しかしたとえば学校現場では「学習をする」ことが求められ、「学習をしない」ことは許されない。これは当然で、学習することを

求めなくなれば、それはもはや学校ではない。しかし、何もしないことも含めて受容される場所や時間のあることが全体としての学習効果を高めるという考え方もできるし、また従来は学習と考えられなかったようなプロジェクト学習・体験学習を学習とみなすような学習概念の更新や拡張も起こっている。ゆえに前項目で「学校は、教育を通じて、また教育以外の取組みを通じて、児童生徒の居場所になることを目指す」と述べた。学習することが大前提の学校現場において居場所づくりを行うことは、学習の否定では決してない。

○こどもの権利条約を指針の土台に（既述）

○「居たい」「行きたい」「やってみたい」という3つの視点（既述）

○（「こどものために」から）「こどもとともに」（既述）

4-2 安心安全が保障されたこどもの居場所づくりとは？

4-2-1 居場所の安全性と開放性（出入り自由等）のバランスをどのように調整するか？

○安全性と開放性が緊張関係にあることに留意し、こどもの居場所においても、日本版 DBS などの施策の進展に敏感である必要がある。

○同時に、こどもの育ちにはナナメの関係や多様なロールモデルとの出会いが重要だと指摘もあり、多様な人々が気軽に立ち寄れるような雰囲気づくりに留意したこどもの居場所も必要である。「結果としての居場所」には規制が及ばないこと、町内会のこども会のような場所でも同様の対応を求めれば住民間に軋轢を生み出しかねないことなども考えると、こどもの安全を理由に、すべての居場所で一律に「身元調査」などを行うのは現実的でもなく、望ましくもない。

○公園は、少なからぬこどもにとって居場所となっている場所の一つだが、入口で出入りをチェックすることなく、出入り自由の場所でもある。それゆえ公園では、主に保護者が、こどもを見守り、こどもの安全を確保しようと目を配っている。こどもの育ちを社会全体で進めようとする大きな潮流に棹差す本指針の趣旨を踏まえれば、保護者頼みにせず、居場所の運営者をはじめとする参加者・利用者全体で、開放性を維持しながら、そこに居るこどもの安全を確保しようとするスタンスを基本とすべきである。

○「結果としての居場所」である駄菓子屋でこどもがケガを負ったという場合、その責任は駄菓子屋の設備等に問題があったかどうかの検証を含めて、個別に検証されることになる。学校・保育園・放課後児童クラブ・児童館などの公共サービスでは、設置者側により多くの

責任が見積もられることも、基本的には論を俟たない。その上で、「目的としての居場所」として運営されている民間の居場所の場合をどう考えるかを検討する必要がある。基本的には、こどもを預かっているという事実に基づいた安全配慮義務を課しつつも、その責任を運営者個人が過度に背負わなくてよいような保険の充実が求められる。

4-3 こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりとは？

○こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりには継続的な取組みとそれを促すモニタリング等が必要である。本指針を受けて、「(仮称) こどもの居場所づくり推進会議」を設置し、居場所づくり全体を推進するとともに、意見反映等についての各種運営指針の記述の点検、好事例の選定と横展開の促進などについて、PDCA サイクルを回していく必要がある。また、そこにはこどもも委員として委嘱すべきである。

○【再掲】(「こどものために」から)「こどもとともに」(既述)

○【再掲】指標作成とモニタリングについては、各団体の取組事例収集の上で、評価専門家のアドバイスも入れて、別途検討会を発足させ、多角的・総合的に検討・推進されることが望ましい。

○民間で自発的に運営されているこどもの居場所に関しても、よりこどもの声を反映した運営を望んでいるところが多い。こどもの権利やセーフガーディング等に関する研修機会の充実が望まれる。こどもの居場所づくりの地域コーディネートを担う団体・個人には、そうした研修機会の創出も求められる。

4-4 居場所同士や他関係機関などと、どのように連携・協働を図るべきか？

4-5 こどもの居場所づくりの担い手が、互いの取組みから学び合うために何が必要か？

○連携・協働の基本は、お互いの立場が異なり、視点や観点が異なることを前提に、相手の立場に立つと何がどう見えるのかと考え、その見え方を尊重し、その上で決めつけずに対話し、ともに課題解決に至ろうとする姿勢である。こどもの居場所において、こどもと接する際の態度と基本的には変わらない。よって、こどもの居場所づくりに取り組む者は、連携・協働に際して良き素質を有していると考えられることができる。

○その上で、居場所同士や他関係機関との連携・協働が望ましい形で機能していない場合があるという現実にも目を向ける必要がある。相手が大切にしていることを知らないことから想像力を働かせられない、自分自身の思いが強すぎて他のやり方を受け容れられない等

の原因が考えられるが、いずれにしても解決策は「知り合う、尊重し合う、学び合う」にあるように思われる。「知り合う」機会の創出や、「尊重し合う」ための悩みや事例の共有、「学び合う」ための見学や研修機会の創出を積極的に行う必要があるし、そのための地域コーディネート機能が必要である。

○官民連携に際しては、お互いの立場や「お作法」が大きく異なることから意思疎通が難しく、相互不信に陥りやすい点に注意が必要である。双方の立場がわかり、いわば「通訳」の役割を果たせる人材の育成・配置を行い、官民の連携不足が地域全体のこどもの居場所づくり推進を阻むことのないように特段の配慮を行うべきである。

○民民連携に際しては、制度内と制度外、ユニバーサルアプローチとターゲットアプローチ、職業的・専門的支援と地域住民による「おせっかい」などの、さまざまな違いを踏まえながら「みんな違って、みんないい」という多様性尊重の機運づくりが重要になる。たとえば農家には、ダイコン農家もあればニンジン農家もあるが、どちらが本当の農家かとは誰も問わない。取り扱う品種数も規模も多種多様、専門的にやっている農家もあれば兼業農家もあるが、いずれも農家である。自らが運営している居場所への自負や、よりよい居場所にしていこうとする質的向上の意欲は貴重で重要だが、それをもって他の居場所のありようを否定・批判するような振る舞いは厳に慎まれる必要がある。

○【再掲】複数性（既述）

○【再掲】個人的で主観的で暫時的な概念なので、一般的に健全ではない、道徳的ではないと評価される可能性のある場も、当人にとっての居場所になることがある。しかし「一般に健全でなく、道徳的でない」ことをもって、そこは居場所ではない、と第三者が決めつけることはできない。第三者、特に行政が居場所と認めた場所しか居場所として認められないような社会は、自由な社会とは言えない。

○こども食堂など民間主導で広がってきたこどもの居場所づくり、それを支援する個人・団体・企業などの民間事業者の社会貢献意識の高まり（共助資本主義）といった新たな「共」・新たな「私」の動向を踏まえ、自治体行政などの「公」も新たな「公」への転換を図る必要がある。自治体行政は、新たな公共私関係の下で、官民連携、民民連携を促し支え、もって人々の暮らし、こどもの育ちを支えていくべきである。その点、総務省「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」に以下の記述があることに留意する。

2 公共私によるくらしの維持

(1) プラットフォーム・ビルダーへの転換

◆人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低

下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを維持する力が低下する。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することが求められる。その際、自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる必要がある。

◆自治体は、個人の自立性を尊重し、自助を基本としながら、放置すれば深刻化し、社会問題となる課題については、従来の地域社会や家族が担ってきた領域にも進んで踏み込んでいく必要がある。具体的には、公が共や私との連携を前提としてくらしを支えていくためには、労働力及び財源が制約されていく中においても、共や私において必要な人材や財源を確保できるようにする必要がある。このため、公として適切に支援や環境整備を行うとともに、将来の財源のあり方についても議論していく必要がある。

5、【ふりかえる】

どのように、居場所づくりを検証するのか？

5-1 「居場所がある・ない」のこどもの数の増減など、どのように測定、把握するのか？

5-2 こどもの居場所づくりが促進されているかどうかの進捗をどのように測定するのか？

○【再掲】居場所は、学校や保育園等の施設と違い、こども本人が主観的に決定するものであり、本人が「ここは自分の居場所ではない」と言えば、そこは本人にとっては居場所ではない。よって指標は主観的評価を捉えるものである必要がある（例「あなたは、自分の居場所はいくつあると感じていますか」）。

○【再掲】よって目的を、こどもの居場所ニーズの包括的把握ではなく、自治体が地域コーディネートを行うに際しての重要参考情報の収集に絞り込み、地域にある「目的としての居場所」や国が例示した地域資源リストなどを示しつつ、「この中で、あなたが居場所と感じられている場所をすべて教えてください」とニーズ把握を試みるべきである。

○【再掲】自治体は例示を踏まえながら、たとえば小学校区ごとに、多様で多数のこどもの居場所が現状どこまで確保されているか、こどもの居場所になりえる潜在力のある地域資源として実際にどのような場所が当該小学校区内にあるか、をアセスメントすべきである。その際、より多くのこどもにより多くの居場所という観点に加えて、それらすべてが居場所にならないこどもにとっての居場所を創設する手立てはないかという観点も持つべきである。

○【再掲】こうしたアセスメントを行って、個々の小学校区を超えた地域全体での居場所の充足を計画的に実施するためには、地域全体を俯瞰する地域コーディネート（コミュニティ・コーディネート）の視点を持つ個人・団体の存在が不可欠である。

○【再掲】「こどもの居場所が自治体内にいくつあるか」という数（箇所数）に関しては、こどもが現実に居場所と感じている「結果としての居場所」であれば、家の自室からオンラインゲーム空間まで無数になってカウント不能なので、「こどもの居場所となることを目指して創られた場所が、市内にいくつあるか」という形で「目的としての居場所」をカウントするしかない。

ただし、何をもって「こどもの居場所となることを目指して創られたか」を認定するのは困難であり、客観基準で認定しようとするれば、民間主導でつくられてきた居場所の自発性と多様性を失わせるおそれがある。反面、自己申告のみ（手挙げ）で認定とすれば、反社・布教目的・営利目的等が入り込む余地を排除できず、自治体行政は二の足を踏まざるを得ない。そのため、箇所数の可視化に関しては、反社・布教目的・営利目的等ではないことの誓約を条件にした上で、さらに、1) 自治体みずからが（または委託で）収集・登録・可視化を行うことだけでなく、民間事業者への補助事業として位置付けることを可能とすべきである。2) そしてその場合でも、可視化の方法は「オープンデータ」登録を原則とし、データ利用に関する無保証、免責について、デジタル庁等と連携した周知徹底をはかりながら推進すべきである（内閣官房 IT 総合戦略室「オープンデータをはじめよう」P55）。全国の情報を集約するこども家庭庁においても、民間事業者への補助事業化が検討されてよい。

○【再掲】指標は、権利やプライバシー保護に留意しつつ、定性定量両面を果敢に追求すべきである。評価手法も第三者評価に加えて、参加型評価を積極的に取り入れるべきである。参考までに、むすびえがこども食堂について行なっている評価を列記すると、以下。

- ・〈定量〉全国箇所数調査。こども食堂の最新箇所数を毎年度調査。
- ・〈定量〉別調査で明らかになっている地域の社会関係資本の多寡と、こども食堂の数の多寡や増加率の相関関係を調査。
- ・〈定性〉MSC（most significant change）評価。参加型評価の一手法。参加者であるこども等のエピソードを収集し、そこに含まれるこども食堂の価値について運営者、支援者等で議論する。全都道府県での公開ワークショップを実施中。
- ・〈定量〉こどもの大人（運営者）に対する信頼感の変化を見る定量評価。新規にこども食堂に来たこどもが、半年後に大人への信頼感をどのように変化させたかを定量的に把握する調査。今年度、沖縄県と大阪府堺市のこども食堂をフィールドに実施中。
- ・〈定性・定量〉こども食堂全国実態調査。担い手・開催頻度・規模等の基本情報を得る基

礎調査。今年度第2回を実施予定。

・〈定量〉こども食堂基礎的財政需要調査。こども食堂の年間所要額を試算する家計調査を実施し、物品寄付等も金銭換算して、全国および都道府県別の所要額を算出し、ファンドレイジングの目標／参考指標として活用する。

・〈定性〉運営者、ボランティア、参加者等が集まって、自分たちの地域にとって望ましい居場所の指標を検討する参加型評価。原案として120の居場所指標を作成しており、そこから参加者が取捨選択したり、重みづけをしていくワークショップを、全国数カ所で実施予定。

○【再掲】指標作成とモニタリングについては、各団体の取組事例収集の上で、評価専門家のアドバイスも入れて、別途検討会を発足させ、多角的・総合的に検討・推進されることが望ましい。

○【再掲】こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりには継続的な取り組みとそれを促すモニタリング等が必要である。本指針を受けて、「(仮称)こどもの居場所づくり推進会議」を設置し、居場所づくり全体を推進するとともに、意見反映等についての各種運営指針の記述の点検、好事例の選定と横展開の促進などについて、PDCAサイクルを回していく必要がある。

5-3 居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのか？

(居場所がないことは、こどもの育ちにとってどんな悪影響があるのか？)

○【再掲】人間は社会的な動物であり、承認欲求を持つ。否定的・抑圧的な関係から逃れて自分の居場所を持つこと、肯定的・受容的な関係の中に自分の居場所を持つことは、すべての人にとって生きる上で不可欠の要素であり、憲法で保障される幸福追求権に含まれると解される。当然、こどもが生きていく上でも重要な要素であり、居場所を持つことはこどもの権利と言える。

○否定的・抑圧的な関係から逃れて自分の居場所を持つことは、自己防衛・セーフティネットとして必要である(マイナスをゼロに)。肯定的・受容的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感を高め、社交性を含む非認知能力獲得のために必要である(ゼロをプラスに)。否定的・抑圧的な関係の中に長く留まれば、人は最悪死に至ることがある。死なないことは重要である。同時に、人は死なないために生きているのではない。幸福に生きるために生きている。よって、どこにも居場所のないこどもが一人もいなくなることで最悪の事態を防ぎ、同時に、より多くのこどもが居場所と感じられる場所をより多くつくることでこどもを元気にし、地域に活力を与え、地域と社会を未来につなぐ。居場所にはそれだけの

力がある。

○【再掲】たった一つの居場所も持てなければ、人は最悪死に至ることがある。居場所は、生き死にの問題である。

○【再掲】「どこも」と「どこか」(既述)

5-4 居場所がないと感じるこどもは、どんな特徴や傾向を持っているのか？

○居場所がないと感じるこどもの特徴や傾向を論じ出すと、当人の特徴や傾向が居場所がないと感じさせる原因になっているかのような、個人に責任を帰する見解を呼び寄せてしまう可能性があるため、問いの立て方には慎重になるべきである。

○【再掲】実は歩いていける範囲に自分の居場所になるかもしれない可能性のある場所があるのに、当人がその存在を知らず、どうせ自分の居場所になるような場所などないと絶望しているとしたら、その状態は社会の怠慢が生み出したものであり、社会の責任において解消しなければならない。

○【再掲】どれだけこどもの居場所になりえる場所が増えたとしても、こどもが現実にはアクセスできなければ、当人にとってそこは居場所にはならない。「居場所づくり」は、単に場の創設にとどまらず、アクセス確保までを含めて初めて成り立つ概念だと考えるべきである。

○【再掲】ホテル、レストラン等々は、全国のどこで、いつ、いくらで利用できるかが、いつでも瞬時に確認できる仕組みがすでに出来上がって久しい。対して、こどもの居場所を含む地域の居場所は、ほとんどの国民は、どこにあるのかさえ知らない。遅れを取り戻すつもりで取り組む必要がある。

第3章の基本的視点に関する官民の役割の整理（イメージ）

それぞれに役割があることを念頭に、各主体が協働することで、こどもの居場所づくりが推進される

	現場	中間支援団体	基礎自治体	都道府県	国	企業	地域住民
Develop ふやす	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前のこどもに集中する ・増やすことは考えなくてよい ・視察・見学を受け入れる ・起きている変化を発信する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アセスメントと地域コーディネーター ・立ち上げ支援や助成金獲得支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握 ・こどもの居場所の把握、可視化 ・地域アセスメントと計画立案 ・環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・個人に対する寄付の呼びかけ、基金設立等 ・市町村の後方支援 ・広域的な居場所づくりの環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所になりえる既存資源の例示 ・関係省庁との調整 ・中長期的な政策立案 ・居場所づくり推進の法的根拠の付与 ・地方自治体への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・みずからも担い手となる、参加する ・支援する ・プログラム提供等による居場所の活性化 ・支援物資や物流へのノウハウ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・みずからも担い手となる、参加する ・支援する ・プログラム提供等による居場所の活性化 ・地域理解の促進
Access つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前のこどもに集中する ・来られないこどもにも思いを馳せる ・必要に応じてつながり、つながりない判断もあり ・個人情報を持つ者との関係構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報 ・個人情報を持つ者とターゲット型居場所とのマッチング ・とんがった居場所、オンライン空間等のアイデアと実装、地域コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の把握、可視化、届け切る努力 ・公共サービスの担い手の理解促進につながる機会の創出 ・とんがった居場所への地域理解の促進 ・市教委との橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な居場所づくりの環境整備 ・先進的取組みの横展開、モデル事業の計画立案 ・県教委との橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・成育局と支援局の連携 ・関係省庁との調整 ・文科省との橋渡し ・ゼロ次予防の考え方の普及促進 ・地方自治体への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題のある家庭を発見し、行政につなぐ役割を果たす（見守り（宅配事業者等）） ・社会貢献の一環で広報協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる家庭を居場所につなげる ・遠距離等のこどもの送迎 ・地域理解の促進
Brush-up みがく	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもとともに運営する ・安全確保と出入り自由の両立 ・「居たい」「行きたい」「やってみたい」の視点を持つ ・他の居場所のやり方、あり方を尊重する 	<ul style="list-style-type: none"> ・知り合い、尊重し合い、学び合う機会の創出 ・研修機会の創出（こどもの権利、保健衛生、保険） 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価とモニタリング ・プラットフォーム・ビルダーとしての官民・民民連携促進 ・安全確保と出入り自由の両立支援 ・みんなまんなか地域への橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム・ビルダーとしての官民・民民連携促進 ・安全確保と出入り自由の両立支援 ・みんなまんなか地域への橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）居場所づくり推進会議の設置 ・安全確保と出入り自由の両立支援 ・地方自治体への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生等の専門的知見を提供する（研修） ・安全確保と出入り自由の両立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの話し相手になる、傾聴する ・得意を持ち込む（けん玉、お手玉、裁縫等） ・こどもの安全を見守る
Assess ふりかえる	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前のこどもに対するよりよい接し方などをふりかえる ・第三者評価を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体を俯瞰したこどもの居場所づくり推進のプロジェクトマネジメントを行う ・評価・モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画立案 ・評価・モニタリングに基づく計画の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画立案 ・評価・モニタリングに基づく計画の修正 ・市町村の後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画立案 ・評価・モニタリングによる大綱・指針の改訂 ・地方自治体への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・モニタリングのIT支援 ・共助資本主義の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所に関する意見を寄せる ・改善に向けて協力する